

第3期（2018年度）の事業計画書  
2018年12月1日から2019年11月30日まで

特定非営利活動法人セカンドハーベスト京都

1. 事業実施の方針

- ・フードバンク事業の規模（取扱量・食品提供先）拡大に努める。
- ・「こども支援プロジェクト」を3市で実施する。

※「こども支援プロジェクト」とは長期休暇中の希望される就学援助世帯などに宅配便などで直接食品を届けるもの。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1) フードバンク事業	・食品関連企業などや団体、市民から食品を寄贈して頂き、その食品を福祉施設や福祉団体、生活困窮者支援団体等へ提供する	(A) 週2回～3回 (B) 京都府内・滋賀県内・大阪府内 (C) 30名	(D) 食品関連企業・福祉施設及び団体・生活困窮者支援団体・「子ども食堂」・行政・社会福祉協議会等 (E) 延べ2万名	
(2) こども支援プロジェクト	・就学援助受給世帯の内、希望される世帯に夏休み2回、冬休み1回宅配便で直接食品を届ける。	(A) 第1次食品出荷2019年7月 第2次食品出荷2019年8月1日 (B) 京都市内6小学校区 八幡市市内8小学校区 宇治市内1小学校区 (C) 40名	(D) 1小学校区25世帯×15学区 (E) 児童400名以上 (大人含め800名以上)	
(3) 災害備蓄食引取販売事業	・消費期限まで余裕のある災害備蓄食を引き取り、引き取ったものはフードバンク事業で使用する。 ・災害備蓄食を販売する	(A) 通年 (B) 京都府内 (C) 3名	(D) 災害備蓄食の引き取りを希望する企業団体 (E) 5団体	